

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (総合学術)	氏名	藤村奈々緒
論文題目	A Consideration of Applying Collective Impact Framework to Sustainable Tourism : The Case Studies in California, United States and Iriomote Island, Japan (コレクティブ・インパクトのサステイナブル・ツーリズムへの応用の検討—アメリカ・カリフォルニアおよび西表島の事例から—)		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は八つの章からなっている。第一章は、現在のオーバーツーリズムの問題とそれに対する各国における動向が示され、持続可能ツーリズム(ST)を維持・確立してゆくことがどれほど大切であるかについて述べられている。第二章では、貧困、教育、犯罪などのさまざまな複雑な社会問題を解決する方法として、Kania&amp;Kramerによって提案されたコレクティブインパクトフレームワーク(CIF)についての基礎的な構造が示された。</p> <p>第三章では、西表島へのSTを実装するために必要な項目についてまとめられた。西表島では、最近、観光を取り巻くさまざまな問題が発生し、解決策が模索されていたこと、西表島の観光はその自然環境資源に基づいているため、島専用の持続可能な観光(ST)を確立するためには、観光開発とその自然環境資源および野生動植物の保全のバランスをとる必要があること、さらに、豊かな自然環境資源だけでなく、観光開発とともに貴重な動植物も保護し、伝統的な地元の文化と人々の生活を保護する必要があることなどが示された。現在の西表島の自然環境の空間的および歴史的評価をインタビュー・古地図および地理情報システムによる解析を通じて定量的・定性的に行われた。</p> <p>第四章では、カリフォルニア州におけるST成功事例としての、モンレー湾の事例と、タホ湖の事例について紹介し、現地での聞き取り調査結果が行われた。その結果、どちらの場合も、地域の共通のビジョンとしての役割を果たす共通アジェンダ(Common Agenda-CA)が設定され、バックボーン組織(BO)として分類できる組織があり、その中で各利害関係者の活動を支援する役割があることが確認された。BOのタイプは、タホ湖ではカリフォルニア州とネバダ州にまたがるBi-State Agencyであるタホ地域計画省(TRPA)であり、モンレー湾では民間の非営利組織であるモンレー水族館(MBA)であり、両方の組織がこれらの地域で、STイニシアチブの進行役を務めていた。コミュニティによって確立されたCAが存在し、BOが存在したため、STはこれら2つの地域で成功しているといえた。第四章ではまた、聞き取り調査を元に作成した具体的な組織図と、その活動状況について構造化された。これらの組織構造が、第二章に述べられたCIFの適用例である可能性が示され、「暗黙のCIF(Implicit CIF)」という言葉が定義された。</p> <p>第五章では、この仮説を証明するために、CIF指標(CIF Index)を新たに定義し、それぞれの三地域のSTについてCIFの観点から評価が行われた。CIF指標は、インタビューに基づいて申請者の主観によって点数化され、それを合計したものであるが、組織軸と適用軸にわかれた二次元軸を通じて、CIFの各要素を定量化・図化できるため、今後様々な事例評価に用いることができることが示された。</p> <p>第六章では、これらの点数化・図化の結果が何に起因するものであるかの分析結果が示された。高い値を示したタホ湖とモンレー湾は、どちらの場合でもCIFのBOが確立し、CAが制定され、実際にCIFが機能していることが示された。カリフォルニア州のケースではCIFは</p>			

意図的に適用されていないため、「暗黙の CIF」事例と定義した。一方、西表島はカリフォルニアの場合と比較して非常に低い値となったが、それは共通のアジェンダの欠如とバックボーン組織の機能の欠如に起因していることを示した。

第七章では、ここで点数が低かった西表島の例から、明示的 CIF (Explicit CIF) の適用可能性について、西表島で行ったワークショップを通じて CA につながる共通ビジョンの確立の可能性について調査が行われ、その結果が示された。

第八章は、これらのまとめと、達成できたこと、できなかったことに関する解析が行われた。特に、BO に関する調査は本研究においては行われなかったため、西表島の BO について申請者が今後 BO 設立をサポートし、研究を継続してゆく決意が述べられている。

## (論文審査の結果の要旨)

持続可能ツーリズム(ST)の確立に関して、申請者がCIFの適用について注目した背景には、米国の非営利団体によるオハイオ州のティーンエイジャーの学業成績を改善する事例などを含む広い分野での適用例があるが、観光地での観光を取り巻く問題解決のためのCIF適用例は地域レベルの観光(CBT)をCIFの観点から評価したChiodoらの研究(Chiodo et al. 2019

Sustainability) ただ一つであるにもかかわらず、CIF適用の可能性が非常に大きいと着目したことが論理的に述べられている。このことからわかるように、本論文は、申請者がCIFに注目し、この時期に本解析を行って明示することの研究としての位置付けや可能性が客観的に示されている。申請者は具体的な研究において最初に、現在の西表島の自然環境について空間的および歴史的評価を行った。その成果として、地域コミュニティへのインタビュー、文献レビュー、GIS分析による調査を通じて、1960年代から2000年代までの文化と人々の生活の重要な変化、およびその根本的原因が提示された。具体的には、西表島の自然環境資源の大きな変化は主に島外からの投資による開発によるものであり、沖縄が日本に返還され、島から人口が流出した際に伝統的な持続可能なライフスタイルが妨げられたことが明らかにされた。さらに、観光開発は、地元住民が主導するのではなく、外部投資家主導のものが多く、西表島は、島の外からの開発トレンドの波に圧倒され続け、その結果、観光開発の島としての完全性が失われたことを明らかにした。これらの要因分析については、過去の研究において、インタビューと古地図・GISなどを総合的に用いて、年代ごとのフローを明らかにした研究はなく、その意味で西表島の要因分析において多大な貢献を行ったことが認められる。

次に西表島のように自然環境資源が観光資源である米国カリフォルニア州のタホ湖とモントレイ湾でのST関連活動が、成功したSTの事例研究として調査され、それぞれ異なるタイプの機関であるTRPAとMBAのBOとしての存在と、それぞれのCAを抽出した。これらの組織構造の解明ははじめてのことであり、CIFの適用事例であるということ、具体的な形で明示した事例は過去にない。また、どちらの地域も、STのフレームワークはCIFを意図的に実装せずに確立されたため、「暗黙のCIF(Implicit CIF)」であると定義され、成功したSTフレームワークの確立戦略は、暗黙のCIFの存在に基づいている可能性があることが示された。これは、今後STの適用の成功例をCIFの観点から観測するという新たな方向性の明示である。

仮説を証明するための、CIF指標は、インタビューに基づいて申請者の主観によって点数化され、それを合計したものであるが、組織軸と適用軸にわかれた二次元軸を通じて、CIFの各要素を定量化・図化できるため、今後様々な事例評価に用いることができることが示された。CIF指標を計算した結果、タホ湖とモントレイ湾は高い値を示した。これは、どちらの場合でもCIFが実際に機能していることを示している。一方、西表島はカリフォルニアの場合と比較して非常に低い値となったが、それは共通のアジェンダの欠如とバックボーン組織の機能の欠如に起因していることを示した。これらの成果は、具体的なST適用例の分析においてCIF指標が指針を示しうることを具現化した。

申請者はさらにBOを補完し、西表島の場合には欠けていると判断されたCAを確立することにより、明示的CIFが適用できる可能性の調査を行った。CIFでは、すべての地元の利害関係者の間で議論することにより、共通の議題を確立する必要がある。しかし、西表島の場合、地域の共通のアジェンダに統合できる将来の共有ビジョンを確立する際に、地域住民の間で完全性を獲得することは困難であった。申請者が開催したワークショップは、地域住民の意見を直接反映する共通の議題の基盤を形成する共有ビジョンを抽出することに成功し、STとCIFに精通した人が、地域住民の意見を抽出する機会を提供し、それらの意見を要約するシステムを提供することにより、地域住民の意見を反映したST開発を可能にする1つの形式を導入した。すなわち、まだ具現化されていないST失敗例において、明示的CIFの導入可能性を示した。

このように、本論文は、CIFという今まで誰もSTに適用されていない概念を解明し、インタビューやGIS解析による問題点分析により、組織構造の類似性を示し、暗黙のCIF事例を示

し、CIF 指標を新たに定義・導入したことにより、ST 適用における CIF 概念導入への大きな道  
が示されていることから、この分野の研究に多大な貢献を行ったことが明白である。  
よって、本論文は博士（総合学術）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和 2 年  
1 月 1 4 日、論文内容とそれに関連した事項について試問した結果、合格と認めた。

要旨公表可能日：            年            月            日以降